

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）に基づき下記のとおり公告します。

2025 年 9 月 10 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-1（エクアドル、コスタリカ、ペルー、インドネシア）（一般競争入札（総合評価落札方式ーランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第 1 章 1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第 1 章 3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第 1 章 2. 及び 6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第 1 章 9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型）】

業務名称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-1（エクアドル、コスタリカ、ペルー、インドネシア）（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））

調達管理番号：25a00145

【内容構成】

- 第 1 章 入札の手続き
- 第 2 章 特記仕様書
- 第 3 章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 9 月 10 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第 1 章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2025 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-1（エクアドル、コスタリカ、ペルー、インドネシア）（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025 年 11 月 ～ 2027 年 2 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 32% を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 8% を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

1) 2025 年度末 (2026 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部事業評価第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 9 月 16 日まで
2	入札説明書に対する質問	2025 年 9 月 17 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 9 月 22 日まで
4	入札書 (電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	2025 年 9 月 29 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時 (入札会)	2025 年 10 月 10 日 10 時 30 分
7	技術評価説明の申込日 (落札者を除く)	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については本章の最後に記載の「事後評価業務における排除者条項」を参照

ください。排除者条項に該当しない場合、及び、該当するが、評価部の事前確認を経て、利益相反に関する防止策を講じた上で参加可能な回答を得た場合のいずれも、本章の最後に記載の「排除者条項にかかる申告書」を、上記2.（3）4の期日までに、プロポーザルに添付して提出ください。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記2.（3）日程参照
- 2）提出先：<https://forms.office.com/r/AeFF3BVTpM>

注1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メ

ールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の 2 営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記 2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第 2 章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）
には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.7＋（価格評価点）×0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません⁴。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことのある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記 1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧 OECF、旧 JBIC を含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記 1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JV による応札で上記 1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV 間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記 1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記 1. ①～④に該当すると考える方は、下記【表 1】を参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、9 月 22 日（月）12 時までに、評価部宛（jicaev@jica.go.jp）に情報を提出ください。技術提案書提出期限前日までに、

⁴ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合があります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAから技術提案書評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

【表 1】

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご注意ください。

関連番号 (※1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(※2)	利益相反の防止策 (※3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1 人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5 人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A 社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(※1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(※2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(※3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。

A社

評価者①

(業務主任者、利益相反該当案件担当)

評価者③

該当案件のteamsグループメンバー

B社

(該当業務に過去に携わった社)

評価者②

(該当業務に過去に携わった者)

※該当業務に過去に携わった社(者)は、該当案件のteamsグループには入らない

排除者条項にかかる申告書

プロポーザルを提出する場合、本申告書を必ず添付し提出してください。

1. 応札社名

調達件名	
応札社名 (共同企業体の場合は代表社名)	
責任者名 (役職) (所属先) (連絡先)	

2. 排除者条項に関する確認事項

【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】を確認の上、いずれかの該当する回答欄に○をつけてください。

No	確認項目	回答
1	【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】について、 1. ①～④に該当しません。	
2	【事後評価業務における排除者条項（2025 年度版）】について、 構成員が 1. ①～④に該当していますが、本申告書の提出に先 立ち、JICA へ利益相反の事前確認を行っており、利益相反に関 する防止策を講じた上で参画可能との回答を受領しています。	

3. 申告内容に関する署名

上記のとおり、現時点において利益相反に該当する事実がないことを申告いたします。
虚偽の申告が判明した場合、JICA の規定に従って必要な対応が取られることに同意し
ます。

署名欄 _____

日付 _____ 〇年〇月〇日 _____

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係る技術提案書作成上の留意点

1. 記載上の留意点

- 競争参加者は、本特記仕様書に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、技術提案書にて提案してください。
- この他、技術提案書に一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 技術提案書作成に係る留意事項」を参照してください。

2. 特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、競争参加者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（2）調査・分析の実施基準
2	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条（5）ローカルリソースの活用

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方の技術提案書内容および契約交渉を踏まえて、必要な修正等を施した上で、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的と範囲

- 本業務は、2025 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。
- 本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

No.	国名	スキーム	案件名	指定言語（※1）	定性/定量調査	IRR再計算	その他（※2～7）
1	エクアドル	円借款	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款	西語	—	—	※7
2	コスタリカ	円借款	サンホセ首都圏環境改善事業	西語	—	EIRR/FIRR	—
3	ペルー	円借款	山岳地域小中規模灌漑整備事業	西語	—	EIRR	—
4	インドネシア	円借款	災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期～第三期）（一体評価）	—	—	—	—

（注）該当がない欄は、「—」としています。該当のある場合のみ記載しています。

- ※1 指定言語：日本語と英語以外で、現地説明資料・質問票・報告書（案）を作成する言語
- ※2 ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件
- ※3 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件
- ※4 衛星データ利用の案件
- ※5 ウェルビーイングにかかる調査を含む案件
- ※6 誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以下「LNOB」とする。）にかかる詳細分析を含む案件
- ※7 簡易型評価

第2条 業務の背景・経緯

- 発注者は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。
 - （1）事業の成果を評価することにより、日本国民および対象国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
 - （2）評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、対象国政府及び発注者による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

と。

- 技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 情報の取り扱い

- 本業務により作成される評価報告書等は、発注者のウェブサイト上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。
- 本業務での暫定的な評価を調査対象実施機関（以下、「実施機関」とする）に説明する際には、当該内容は確定前の情報であり、確定時にはそれと異なる結果となる可能性もあるため、情報の取扱に留意する。

(2) 調査・分析の実施基準

- 事後評価に当たっては、発注者が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁵及び（4）参考資料に準拠すること。本業務にて収集・同定されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行う。

(3) 発注者による様式等の提示

- 評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、（4）参考資料の「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

(4) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

⁵ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、技術提案書で提案すること。

➤ 公開資料

(ア) 評価に関するガイドライン等

- ア) 外部事後評価レファレンス⁶ (2025年度版)
- イ) JICA 事業評価ガイドライン⁷ 第2版
- ウ) JICA 事業評価ハンドブック⁸ (Ver. 2.0)

(イ) その他

- ☒ 環境社会配慮ガイドライン⁹
- ☒ 事業事前評価表¹⁰ (事業事前評価表が未公表の場合は、以下の報告書等をご参照ください。)

➤ 配布資料

(ア) 契約締結前に配付する資料

- ☒ 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 2025
- ☒ 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス (2018 年度改訂版)
 - 【ひな型】評価報告書_資金協力 (英) _2025
 - 【ひな型】評価報告書_資金協力 (和) _2025
 - 【ひな型】評価方針_事前事後比較表_円借款_2025
 - 【ひな型・簡易型_通常版ベース】評価方針_事前事後比較表_資金協力_2025
 - 【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力 (英) _2025
 - 【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力 (和) _2025
 - 【ひな型・簡易型】評価方針_事前事後比較表_資金協力_2025
- ☒ 簡易型外部事後評価について

(イ) 契約締結前に、誓約書取り交わしの上で、JICA評価部から提供する資料

以下の資料については、JICA評価部 (jicaev@jica.go.jp) へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

- ☒ 有償資金協力事業にかかる資料
 - エクアドル「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」PCR (IDB 公開文書)¹¹、審査調書
 - コスタリカ「サンホセ首都圏環境改善事業」PSR、審査調書

⁶ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁷ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁸ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照。

⁹ <https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline.html> にアクセスし、対象案件の事業事前評価表「3. 事業概要の環境社会配慮」内に記載されているカテゴリ分類の根拠に記載されている版を参照。

¹⁰ <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> にて、案件名で検索して参照。

¹¹ [BID | Programa de Apoyo a la Protección del Gasto Social y a la Recuperación del Empleo - Fase II](#)

- ペルー「山岳地域小中規模灌漑整備事業」PSR、審査調書
- インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期～第三期）」モニタリングレポート（第二期、第三期）、審査調書（第一期、第二期、第三期）

（ウ） 契約締結後に配付する資料

- ☒ 報告書等のひな型
- ☒ IRR再計算シート及び計算確認シート

（５） ローカルリソースの活用

- 業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹²を確保すること。
 - ① 実施機関や発注者の現地事務所を含む関係者や面談対象者等との連絡・調整
 - ② 既存情報収集の支援
 - ③ サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
 - ④ 質問票の回収や面談後のフォローアップ

（６） 評価プロセスにおける発注者への確認

- 評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。なお、事前事後比較表については、発注者が開催する検討会において、発注者に説明し、承諾を得る。
- 各プロセスにおいては、発注者の複数関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。
 - ① 評価方針（和文・英文）の確定（25～50 営業日）¹³
 - ② 事前事後比較表（和文）の確定（25～35 営業日）¹⁴
 - ③ 評価報告書（和文）の最終確定（30～50 営業日）
 - ④ 評価報告書（英文）の確定（25～45 営業日）

（７） 発注者及び関係者との連絡・調整

¹² 本業務では、現地業務の効率的、合理的な実施のため、特殊傭人費（一般業務費）での現地調査補助員の備上を想定している。現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルもしくは技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

¹³ 評価方針（英文）は、インドネシア案件のみ該当。

¹⁴ インドネシア案件については、現地調査報告書（英文）作成に、10営業日程度要することを想定する。

- 発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に発注者から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が対象国の実施機関等の関係機関や発注者の在外事務所（支所を含む）に対する面談・会議の手配を行うこと。

（８）現地調査対象範囲と安全配慮

- 原則として、全事業サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- 業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査、事業関係者の招へいにより実施する。案件ごとの具体的な対応は以下（９）のとおり。

（９）各評価案件の評価実施方針・対象範囲

① エクアドル「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」

（ア）調査対象範囲・実施機関

- ・ 本事後評価は、簡易型にて実施する。
- ・ 本事業は、エクアドルにおいて財政支援を実施することにより、社会保障分野及び子供の低栄養改善を含む保健分野に関する政策制度改善を図り、もって当国の経済・社会の安定及び開発努力の促進に寄与することを目的としている。
- ・ 本事業は 米州開発銀行（Inter-American Development Bank：IDB）との CORE（Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion）¹⁵のもと、社会保障強化・脆弱層の保護に係る財政支援借款との協調融資を行うものであり、COVID-19 感染拡大後の早期の経済回復、脆弱層の社会基盤構築を通じて、包摂的な社会の実現に向けた当国政府の政策が促進されることが期待される。
- ・ 本事業は、上記の目的を達成するために以下を柱とする政策マトリクスの達成状況を確認し、当国政府による主体的な取り組みの促進を図る。なお、政策の柱 1～6 は、IDB の政策支援借款（社会的支出の確保及び雇用回復に係る支援）の政策マトリクスと共通であり既に実施済。政策の

¹⁵ 2024年1月23日、JICAはIDBと中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み「CORE」（Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion）の拡大に関する覚書を締結しました。
(https://www.jica.go.jp/information/press/2023/20240124_41.html)

柱 7 は本事業を実施するにあたり、JICA が独自に当国政府と協議し追加されたもの。

政策の柱 1：COVID-19 対策として脆弱層へのサポート提供及び社会保障システムへの編入

政策の柱 2：社会保障システムの強化

政策の柱 3：質の高い早期幼児教育へのアクセス強化

政策の柱 4：国家免疫戦略（National Immunization Strategy）の推進

政策の柱 5：ジェンダーに起因する経済格差の是正努力

政策の柱 6：脱炭素化に向けた環境目標に資する正規雇用の回復促進

政策の柱 7：子供の慢性的低栄養改善に向けた取組の強化

- ・ 質問票の回収及びメール・電話・オンライン等での補足は、主に現地調査補助員が実施。業務従事者の現地調査 は 1 回とする。¹⁶
- ・ 協調融資先の IDB が、Evaluation and Monitoring Plan をもとに事後評価を実施済みであり、2025 年に Informe de terminación del proyecto (PCR)¹⁷を発行済みである。本事後評価は、同 PCR をもとに実施すること。
- ・ 業務従事者は借入人窓口であり、全体の事業管理を行う経済財政省（Ministry of Economy and Finance）のほか、柱 7 の政策アクションを主導した、子供の低栄養なく成長するエクアドル技術庁（Technical Secretariat “Ecuador Grows without Child Malnutrition”）と IDB のエクアドル事務所を訪問し、担当者にヒアリングを行い情報収集する。柱 1～6 の政策アクションを主導した公共保健省（Ministry of Public Health）、経済社会包摂省（Ministry of Economy and Social Inclusion）、労働省（Ministry of Labor）、生産・貿易・投資・漁業省（Ministry of Production, Foreign Commerce, Investments and Fishery）及び市民登録ユニット（Social Registration Unit）については、IDB による事後評価を終えていることから、訪問を想定しない。

（イ）評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒ 本事後評価は事前評価表に記載のとおり、プログラム型借款であることから、以下の基本方針により評価する。また、本条（2）調査・分析の実施基準に関し、特に以下のア）～ク）に留意する。

¹⁶ 現地の訪問は、実施機関の繁忙期等を避け2026年4月以降で計画すること。

¹⁷ 第3条(4)配布資料参照。

【基本方針】

1) 評価項目

- ・プロジェクト型借款と同様、評価 6 項目の枠組みを基本に以下の整理を行うが、分析対象は「妥当性」、「整合性」、「有効性」、「インパクト」とする。可能であれば「持続性」「JICA の付加価値」も分析対象とする。「効率性」は分析・評価しない。

2) レーティング

- ・サブ・レーティングは、「妥当性・整合性」、「有効性・インパクト」のみ付与する。総合レーティングは、評価項目が既存のレーティングフローチャートに馴染まないため付与しない。

- ア)「妥当性」では、本事業の整合性については、a) 開発政策との整合性、b) ニーズとの整合性（資金ニーズと開発ニーズ）、c) 事業計画・アプローチ等の適切さについて分析する。c) 事業計画・アプローチ等の適切さにおいては、政策マトリックスの論理的経路（causal chain）の整理とその適切性の分析を行う。
- イ)「整合性」では、a) 日本の援助政策との整合性、b) 日本政府、JICA、他機関の他事業との整合性を分析する。政策の柱 7「子供の慢性的低栄養改善に向けた取組の強化」では草の根技術協力事業「ピチンチャ県カヤンベ市の学校菜園と学校給食の実施を通した子ども達の学校生活改善プロジェクト」¹⁸を通じた取組み等を参考に、2022 年度要望調査に向けて子供の低栄養改善を目的とした技術協力案件の形成が検討されるなど、本事業の政策アクションの達成により社会保障や保健体制の基盤が強化され、貧困層、脆弱層の社会包摂が促進されることから、JICA の既存及び新規協力事業との相乗効果が見込まれた。これらの事業との連携がもたらした相乗効果について分析を行う。
- ウ) 本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある 8 つの運用効果指標について確認するが、政策の柱 1～6 に応じて設定された運用・効果指標①～⑦については、協調融資先の IDB と同じ指標を設定しているため、PCR を参照する。本事後評価では、柱 7 に応じて設定された JICA 独自の指標（指標⑧「未来ある子供」プロジェクトにおいて特定された妊婦及び 2 歳以下の子供の合計人数）の達成状況を確認する。これら指標の事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、本事業が COVID-19 対策のための経済・社会保障政策の資金需要にどの程度対応し、中長期的なインパクトをもたらしたかを確認する。

¹⁸ https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/country/project/n_files/ecu_01_s.pdf

エ)「有効性」では、政策アクション(Prior Actions:L/A締結前に満たすべきアクション、Policy ActionsまたはTrigger Actions:トランシェ型で段階的なディスバースを行う場合の条件として設定されるべきアクション)の達成と資金供与の記録を整理する。アクションの達成が貸付実行の前提であることから、事後評価では政策アクション(特にPolicy ActionsまたはTrigger Actions)の継続状況、アウトカム指標の達成度を分析する。その他該当すれば、以下の3点も加味する。

- ① 事前に構築されている政策マトリクスアウトカム・インパクトに至る論理的経路を妥当性で分析した時、ロジック破綻があれば、アウトカム・インパクトの指標や目標値・目標年を再設定する。
- ② 可能な限り、関連する資金協力や技術協力事業が対象の改革目標に与えた効果を分析しつつ、その改革目標の達成度を評価する。
- ③ 資金供与がもたらす当該国の財政への影響として、資金効果(flow of funds effects)を分析の視点に含める。

オ)定性的効果として記載されている「経済・社会の安定、子供の低栄養の改善及び持続的発展の促進」について、事業開始前と事業完了以降の変化を確認し、「有効性」または「インパクト」にて評価する。

カ)「インパクト」は、インプット(政策アクション)から生まれる間接的ないし中長期的なアウトカムを指し、これを把握・分析する。

キ)可能な場合、「持続性」にて事業効果の持続性の見込み(維持されないリスク)について把握・分析を実施する。

ク)その他、「適用・貢献」「付加価値・創造価値」の項目では政策対話を通じたJICAの付加価値/役割・貢献(JICA専門家等のインプットなど、JICAの独自の強みを活かしたアクションの形成、投入タイミングの妥当性(改革を後押しする観点から、本事業がJICAの他スキームとの連携計画に基づく投入であったか))について分析する。

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版)」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリCに分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- リーマンショック時に実施された「東南アジア三カ国向け緊急財政支援円借款」の事後評価において、他機関によって実施中の政策支援借款等のプログラム・ローンの枠組みを活用することの効率性が指摘された。これを踏まえ、本事業においては協調融資先である IDB の政策マトリクスを活用することで、事業推進の迅速性を図るとされていた。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

☒ 本事業の最終受益者として、広くエクアドル国民が想定されるが、当国における COVID-19 感染拡大による社会経済的影響を踏まえ、財政支援を通じて、社会保障分野及び子供の低栄養改善を含む保健分野の政策制度改善、および経済・社会の安定と開発努力の促進を支援するという本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条 (5) に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条 (6) に実施方法を示す詳細分析を含めない。

② コスタリカ「サンホセ首都圏環境改善事業」

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲：サンホセ首都圏

イ) 実施機関：コスタリカ上下水道庁 (Instituto Costarricense de Acueductos y Alcantarillados (AyA)、サンホセ市)

- ウ) 現地渡航及び安全配慮業務従事者は現地調査補助員とともに、実施機関：コスタリカ上下水道庁の他、整備した施設及び設備 (下水処理場 (1 箇所)、送水トンネル (1 箇所) 及び下水管等の一部 (最大 5 箇所)) を踏査して情報収集をする¹⁹。

¹⁹ 踏査先は、調査開始後、発注者と協議の上決定する。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

- ☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

- ☒ 事前評価表には、計画時の連携の記載はないが、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを調査する。

イ) 有効性・インパクト

- ☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標：①污水处理人口（人）、②污水处理量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）、③施設稼働率（％）、④BOD 濃度（ mg/l ）及び SS 濃度（ mg/l ）、⑤下水道接続率（％）、⑥河川水質（管網整備対象地域）の変化

ウ) 持続性

- ☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。対象施設及び設備：①下水処理場新設（１次処理）、②下水幹線・支線修復・拡張、③下水管網修復・拡張及び④送水トンネル

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002 年 4 月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ B に分類され、自然環境への望ましくない影響は重大でないとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「下水道整備事業では適正な料金改正の必要性が指摘されており、本事業では、AyA は段階的に実施する予定」とある。本事業では、実際に実施されたかを確認する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

☒ 本事業の最終受益者として、広くサンホセ首都圏の住民が想定されるが、下水処理場の新設及び下水管網の整備により、首都圏住民の生活・衛生環境の改善を行うという本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

☒ 本案件では、第 4 条 (5) に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

☒ 本案件では、第 4 条 (6) に実施方法を示す詳細分析を含めない。

③ ペルー「山岳地域小中規模灌漑整備事業」

(ア) 調査対象範囲・実施機関

ア) 調査対象範囲 : 9 州 (ピウラ、アマソナス、カハマルカ、ラ・リベルタッド、アンカシュ、ワヌコ、フニン、ワンカベリカ、アヤクチョ) における山岳地域

イ) 実施機関 : 農村部生産的農業開発プログラム (Programa de Desarrollo Productivo Agrario Rural : AGRO RURAL)

ウ) 現地渡航及び安全配慮

- 本事業対象地域は 9 州における 37 サブプロジェクトであるが、業務従事者は現地調査補助員とともに、9 州のうち 5 州 (ピウラ州、ラ・リベルタッド州、アンカシュ州、ワヌコ州、カハマルカ州) について、各州 1 サブプロジェクトを踏査して情報収集をする。評価者及び LC が現地踏査を行わない残りのサブ

プロジェクトの状況については、実施機関から情報収集を行う²⁰。

(イ) 評価 6 基準の評価に関する留意点

☒ 本条（２）の記載以外の特段の指定はしない。

本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に留意する点は以下の通り。

ア) 整合性

本事業の整合性については、①日本の開発協力方針との整合性、②発注者の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③発注者以外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を調査する。

☒ 事前評価表に記載の想定されていた連携について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを調査する。

技術協力プロジェクト「カハマルカ州小規模農家生計向上プロジェクト」では、換金作物の生産性向上や農産物生産チェーンの構築を通じた山岳地域の小規模農家の生計向上と、将来的に他州の山岳地域でも活用し得るモデルの構築を目指しており、本事業との相乗効果・インパクトを念頭においた支援が実施されていた。

イ) 有効性・インパクト

☒ 事前評価表に記載のある運用効果指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、それが周辺の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを調査する。

- 事前評価表に記載された運用効果指標²¹：①受益面積（Ha）、②主要農作物別作付面積（Ha）、③主要農作物別生産高（トン/年）、④主要農作物別単収（トン/Ha）、⑤戸当たり農業収益額（ヌエボ・ソル/年/戸）²²の変化（②～④は、ジャガイモ、トウモロコシ、インゲンマメ、アルファルファ、エンドウを対象とする）
- 定性的効果として、雇用機会創出、農民の所得水準の向上及び地域経済活性化を通じた貧困削減に対し、どのような影響をもたらしているかを確認する。

²⁰ 2026年4月に大統領選挙が開催予定のため、直前の1-3月を含め、現地渡航はその点を考慮して計画すること。また雨期を考慮した渡航計画を立てること。なお、調査対象施設は、調査開始後、契約の範囲内にて、発注者と協議の上決定する。

²¹ 運用・効果指標の対象範囲は本事業対象地域（9 州における 37 サブプロジェクト）とする。

²² 戸当たり農業収益額の算出方法：（（年間農業生産高×市場価格）－生産コスト）÷産世帯数

ウ) 持続性

☒ 整備した施設については、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を調査する。

- 土木工事（灌漑施設の新設・改修、新規水路の建設、貯水池・取水工・配水施設の整備、既存土水路のライニング）

(ウ) 環境社会配慮

☒ 本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002年4月版）」適用

- 上述の環境社会配慮ガイドラインにおいて、カテゴリ B に分類され、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されていた。また、本事業は受益者の共有地内において施設整備を行う計画であり、共有地使用に係る合意は取得済で住民移転は発生しないとされていたが、本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを調査し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。
- 貧困削減促進に関し、本事業は貧困地域に対する農業・灌漑分野への直接支援であり、土地利用率を向上させることにより、対象地域農民の所得水準の向上及び地域経済活性化による貧困削減が期待されていた。これに対し、適切な対応がとられていたか確認する。
- 社会開発促進に関し、水利組合の組織強化を通じて、受益者参加が促進されるとしていた。これに対し、適切な対応がとられていたか確認する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。

- 過去の灌漑案件の事後評価等からは、①水利組合の運営／維持・管理への留意、②農民への適切なトレーニング（営農や維持・管理等）、③受益者参加及びオーナーシップ醸成に対する留意、④実施機関の事業実施能力を注意深く検討した上での適切な事業規模、実施手順、監理

体制等の計画が重要であることが指摘されていた。本事業では、水利組合や農家に対する運営／維持・管理、営農指導等を実施することに加え、二次水路・末端水路の建設を農民が役務で負担することにより受益者参加及びオーナーシップの醸成に努め、また実施機関による事業監理を十分に行き渡らせるために、コンサルティング・サービスの業務内容及び業務実施計画、適切な経験と資質を備えたコンサルタントを調達するための準備を事業開始後の早い段階で行うとしているが、その実施状況や効果について確認する。

(オ) 誰一人取り残さない (Leave No One Behind : LNOB) の視点について :

- ☒ 本事業の最終受益者として、対象地域である 9 州の住民が想定されるが、灌漑施設の新設・改修及び水管理のための組織強化を通じ、農業生産の増大による地域住民の生活水準の向上を目指すという本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第 4 条 (5) に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第 4 条 (6) に実施方法を示す詳細分析を含めない。

④ インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期～第三期）」

(ア) 調査対象範囲・実施機関

- 本事業は、インドネシアにおいて、防災分野の政策・制度を後押しし、同国の災害対策への事前投資を促すと共に、対応能力を高めることにより、もって災害に対して強靱な社会・経済の実現に寄与することを目的としている。
- 上記の目的を達成するために、本事業は第一期から第三期までの 3 期に分けて、各期ごとに 4 つの柱に基づく達成すべき政策アクションを設定し、その達成状況を確認することで、当国政府による主体的な取り組みの促進を図っている。そのため、本事業は第一期から第三期までが一連の事業であることから、3 期を一体評価する。
- 加えて、本事業は、第二期及び第三期において AFD（フランス開発庁）と協調融資していることから、評価実施にあたり AFD（本部及びインドネシア事務所）

と綿密な情報共有及び意見交換を行う合同評価とする²³。

- 現地調査に際し、業務従事者は、ジャカルタに所在する実施機関である国家開発企画庁（BAPPENAS）及び AFD のインドネシア事務所を訪問し情報収集する。左記に加え、ジャカルタに所在する本件の関係省庁²⁴を踏査して、政策アクションの達成状況や継続状況等を確認する。
- AFD との合同評価にあたり、「第 4 条 業務の内容」で規定する各項目に加え、「（２）評価方針（案）の作成」及び「（８）事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価」においては、以下のとおりとする。
 - 「（２）評価方針（案）」：評価方針（案）について、「第 3 条（４）配布資料」の「【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】2025」で指示する内容に加え、本評価におけるインタビュー先、ヒアリング内容についても記載する。加えて、その英文版を作成し、和文版の JICA 関係部署への確認時に AFD にも共有する。JICA、AFD 両者のコメントを和文版、英文版の両方に反映する。
 - 「（８）事前事後比較表（案）暫定評価」：事前事後比較表（和文）に加え、現地調査報告書（英文）も作成する。同報告書には、以下の情報を英文にて含めること。なお、AFD 独自で評価結果を取りまとめる場合に同報告書を活用することも想定の上で、調査結果を分かりやすく纏めること。

（項目（案））

- １） 6 項目評価についての要約（評価判断に必要な情報及び判断結果を網羅すること）
- ２） 事前事後比較表（和文）
- ３） 収集した情報
 - 質問票及び回答
 - インタビュー先のリスト、ヒアリング結果、インタビュー時の議事録等の資料
 - その他、現地で収集した資料等

（様式）任意

なお、同報告書は、第二次調査時に、AFD のインドネシア事務所への訪問時に共有し協議を行う。

（イ）評価 6 基準の評価に関する留意点

²³ 対面またはオンラインを想定（対面はAFDインドネシア事務所のみ）。

²⁴ 財務省、国家防災庁（BNPB）及び公共事業・国民住宅省（MPWH）を想定するが、最新状況について契約後に実施機関に確認すること。

本事後評価は事前評価表に記載のとおり、プログラム型借款であることから、以下の基本方針により評価する。本業務は AFD との合同評価であるが、評価実施方法、評価判断基準、報告成果物のとりまとめなどは、通常の JICA 外部事後評価案件の実施方法に準じて行うこととする。

また、本条（２）調査・分析の実施基準に関し、特に以下のア）～ク）に留意する。

【基本方針】

１）評価項目

プロジェクト型借款と同様、評価 6 基準の枠組みを基本に以下の整理を行うが、分析対象は「妥当性」、「整合性」、「有効性」、「インパクト」とする。可能であれば「持続性」「JICA の付加価値」も分析対象とする。「効率性」は分析・評価しない。

２）レーティング

サブ・レーティングは、「妥当性・整合性」、「有効性・インパクト」のみ付与する。総合レーティングは、評価項目が既存のレーティングフローチャートに馴染まないため付与しない。

ア)「妥当性」では、本事業の整合性については、a) 開発政策との整合性、b) ニーズとの整合性（資金ニーズと開発ニーズ）、c) 事業計画・アプローチ等の適切さについて分析する。c) 事業計画・アプローチ等の適切さにおいては、政策マトリックスの論理的経路（causal chain）の整理とその適切性及び過去の類似案件の教訓活用を分析する。

イ)「整合性」では、a) 日本の援助政策との整合性、b) 日本政府、JICA、他機関の他事業との整合性を分析する。これらの事業との連携がもたらした相乗効果について分析を行う²⁵。

ウ) 本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある 4 つの運用効果指標について確認する。これら指標の事業開始前と事業完了以降の実績値を調査し、本事業がどの程度同国の防災分野の政策・制度を後押しし、同国の災害対策への事前投資を促すと共に、対応能力を高め、中長期的なインパクトをもたらしたかを確認する。

なお、中長期的なインパクトを確認するにあたり、本事業が 3 期にわたる長期的な取り組みを通じて、同国の防災分野の政策・制度の整備を支援してきた意義や成果についても分析を行う。

エ)「有効性」では、政策アクション（Prior Actions : L/A 締結前に満たすべきア

²⁵ 特に、本事業が AFD との合同評価であることを踏まえ、JICA 及び AFD が連携し、同国の防災分野における政策・制度の向上に向けて、資金供与、技術協力及び政策的対話などの観点から、どのような相乗効果が得られたかについて分析する。

クション、Policy Actions または Trigger Actions : トランシェ型で段階的なディスバースを行う場合の条件として設定されるべきアクション) の達成と資金供与の記録を整理する。アクションの達成が貸付実行の前提であることから、事後評価では政策アクション (特に Policy Actions または Trigger Actions) の継続状況、アウトカム指標の達成度を分析する。その他該当すれば、以下の3点も加味する。

- ①事前に構築されている政策マトリクスアウトカム・インパクトに至る論理的経路を妥当性で分析した時、ロジック破綻があれば、アウトカム・インパクトの指標や目標値・目標年を再設定する。
- ②可能な限り、関連する資金協力や技術協力事業が対象の改革目標に与えた効果を分析しつつ、その改革目標の達成度を評価する。JICA の支援に加えて、AFD を含む関連支援の貢献についても確認する。
- ③資金供与がもたらす当該国の財政及び防災分野の予算への影響として、資金効果 (flow of funds effects) を分析の視点に含める。

オ) 定性的効果として記載されている「インドネシア政府内における防災分野の政策立案・実施能力の強化、防災能力の向上」について、事業開始前と事業完了以降の変化を確認し、「有効性」または「インパクト」にて評価する。なお、評価にあたっては、防災分野に関連する同国マスタープランや開発計画等の文献参照や関係者のヒアリングを通じて、関連政策や事業に対しどのような変化や影響があったのか分析する。

カ) 「インパクト」は、インプット (政策アクション) から生まれる間接的ないし中長期的なアウトカムを指し、これを把握・分析する。

キ) 可能な場合、「持続性」にて事業効果の持続性の見込み (維持されないリスク) について把握・分析を実施する。

ク) その他、「適用・貢献」「付加価値・創造価値」の項目では政策対話を通じた JICA の付加価値/役割・貢献 (JICA 専門家等のインプットなど、JICA の独自の強みを活かしたアクションの形成、投入タイミングの妥当性 (改革を後押しする観点から、本事業が JICA の他スキームとの連携計画に基づく投入であったか)) について分析する。

(ウ) 環境社会配慮

- ☒ 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月版)」適用
上述の環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ C に分類され、自然環境への望ましくない影響は最小限であるとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを調査し、正負のインパクト

に留意して分析する。

(エ) 過去の類似案件からの教訓

- ☒ 本事業の事前評価表に過去の類似案件の教訓として、以下の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを調査する。
- インドネシア向け「開発政策借款（I～IV）」の事後評価結果等から、開発政策借款（DPL）と技術協力は相互補完的で、改革プロセスのさまざまな段階で相乗効果を発揮するため DPL と技術協力の連携を促進することが必要との教訓が得られている。また、インドネシア向け「気候変動対策プログラム・ローン」及び「災害復興・管理セクター・プログラム・ローン」の事後評価結果等からは、事業終了後も含めた政策協議の体制構築が政策改善の効果発現のために重要との教訓が得られている。

(オ) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind：LNOB）の視点について：

- ☒ 本事業の最終受益者として、広くインドネシア国民が想定されるが、防分野の政策・制度の改善により、災害対策や対応能力を高めることを目的とする本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

(カ) 定性調査／定量調査

- ☒ 本案件では、第 4 条（5）に実施方法を示す定性調査／定量調査を含めない。

(キ) 詳細分析

- ☒ 本案件では、第 4 条（6）に実施方法を示す詳細分析を含めない。

第 4 条 業務の内容

(1) 実施機関に対する現地説明用資料の作成

実施機関向け資料として、対象案件ごとに事後評価調査の概要等を記載した現地説明用資料（英語、西語）を作成する。以下①～③に加え、発注者の事後評価制度の概要を含むものとする。

- ① 現地調査計画を含む全体スケジュール
- ② 調査団の構成
- ③ 案件概要

（２） 評価方針（案）の作成

- ① 対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。詳細分析を行う案件については、指示する詳細分析手法を踏まえて情報収集・分析する。
- ② 外部事後評価レファレンスに基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理する。
- ③ 評価方針（案）（インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期～第三期）（一体評価）」については日本語に加え英語も作成）を作成し²⁶、発注者の承諾を得る²⁷。

（３） 質問票の作成

- 評価方針に基づき、対象案件ごとに実施機関及び関係者に対する質問票（英語、西語）を作成する²⁸。
- 質問票については、発注者の現地事務所から対象国調査対象実施機関へ送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出する。
- 質問票は回答しやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

（４） 評価に必要な情報の収集・整理（第１次現地調査）

- ① 上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて対象国関係機関）および発注者の現地事務所に説明する。実施機関等への説明に際しては、発注者が提供する既存資料を用いて発注者の事後評価制度の概要を説明する。
- ② 評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。
- ③ 発注者が事前に送付した質問票の回答を実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。
- ④ 第１次現地調査の最後に発注者の現地事務所への報告を行う。

²⁶ インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期～第三期）（一体評価）」においては、評価方針（案）を作成するにあたり、事前にAFD及びJICAとのキックオフミーティングを開催する。

²⁷ 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。なお、インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期～第三期）（一体評価）」においては、AFDとの合同評価であることから、少なくとも評価部の確認に20営業日、その後AFD、関係部署からのコメント取り付けに20営業日必要と想定しています。

²⁸ インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期～第三期）（一体評価）」においては、質問票の内容について、AFDと協議する。

(5) 定性調査／定量調査

☒ 本業務では、実施する案件はない。

(6) 詳細分析

☒ 本業務では、実施する案件はない。

(7) IRR 再計算²⁹

☒ 対象案件のうち、以下の案件に関する IRR の再計算（FIRR／EIRR）を行う。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	コスタリカ	サンホセ首都圏環境改善事業	FIRR/EIRR
2	ペルー	山岳地域小中規模灌漑整備事業	EIRR

- ① 事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。
- ② 別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。
- ③ 算出根拠資料は収集資料の一部として提出する。

(8) 事前事後比較表（案）、現地調査報告書（案）の作成及び暫定評価

- ① 収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与すると共に、提言・教訓の方向性を検討する。
- ② インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第一期～第三期）（一体評価）」については、現地調査報告書（案）を英語で作成する。
- ③ 事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。
- ④ 上記②について、検討会後に評価判断に関する事項が確定した場合は、その確定内容を反映させた事前事後比較表（和文：最終版）、現地調査報告書（英文：最終版）を提出する。

(9) 暫定評価についての実施機関への説明（第 2 次現地調査）³⁰

- ① （8）の暫定的な評価について、簡易型以外の案件については、調査対象実施機関

²⁹ 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

³⁰ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項については、必要に応じて遠隔にて実施する。

³¹へ説明を行う。簡易型の案件は、第2次調査は実施しないため、当該説明は、必要に応じて遠隔にて実施する。

- ② 実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される対象国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき検討を行う。

(10) 提言・教訓の検討

- 収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(11) 実施機関への評価結果概要のフィードバック

- 上記(9)及び(10)を踏まえた評価結果概要について、実施機関を含めた対象国関係機関、発注者の現地事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(12) 追加情報の収集

- 上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(11)及び(12)の業務については、対象国へ渡航して実施することを想定する。なお簡易型評価対象案件に関しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。

(13) 評価報告書(案)の作成

- ① 上記(12)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(日本語)を取りまとめ、発注者の承諾を得る³²。
- ② 日本語版の承諾後、評価報告書案(英語、西語)を作成し、発注者の承諾を得る。
- ③ 英文について、発注者が各案件の実施機関等からのコメントを取り付ける。
- ④ ③で受けたコメントも踏まえ、評価報告書(案)(日本語・英語)を最終化し³³、発注者の承諾を得る。

(14) 教訓シートの作成

- 評価結果の確定内容を踏まえ、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(日本語・英語)を作成する。

³¹ インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン(第一期～第三期)(一体評価)」においては、実施機関に加え、AFDIにも説明する。

³² 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

³³ 評価報告書(案)の最終化は(日本語・英語)のみとする。

第5条 成果品及び提出物

業務各段階において作成・提出する報告書等は本項（１）以下に示す。

作成・提出にあたる留意点は次のとおり。

- 提出は、発注者指定の形式にて提出する。
- 提出時期は、発注者の承諾を得られた版の提出を示している。承諾までに必要な所要期間を踏まえた案の提示を行う。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 提出物のうち、写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用する。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照する。当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼する（発注者の原稿謝金基準に従う謝礼支払）。

（１） 最終成果品

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R ３部）にて提出する。

成果品名	言語	形式	補足説明
評価報告書 ※簡易型の場合は評価結果票	日本語 ／英語	電子データ PDF 版・Word 版： CD-R ３部	・発注者指定の指定様式に従った内容 ・詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。 ・原則として、各案件 20 頁以内 ・要旨（要約版を作成する場合は当該資料）を含む。

（２） 中間成果品

以下を、指定の時期に、電子データ（電子メールでの送付可能）にて提出する。

報告書名	提出時期	言語	形式	補足説明
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地説明資料	現地調査の 約 2 か月前	英語／ 西語	電子データ	
評価方針（案）	現地調査の 約 2 か月前	日本語	電子データ	・発注者指定の様式に従った内容

				・最終化までに、複数回の評価部とのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」評価方針（案）／英語版	現地調査の約2か月前	英語	電子データ	最終化までに、複数回の評価部、AFDとのやり取りと、発注者の関係部のコメントへの対応あり
質問票	現地調査15営業日前	英語／西語	電子データ	
事前事後比較表（案）	第一次現地調査後	日本語／英語	電子データ	（案）の提出後、最終化までに、複数回の評価部とのやり取りあり 英語版は、インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」のみ作成となり、これは現地調査報告書（英文）の一部となることを想定
インドネシア「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」現地調査報告書（案）	第一次現地調査後	英語	電子データ	（案）の提出後、最終化までに、複数回の評価部、AFDとのやり取りあり
IRR再計算シート及び計算確認シート	第一次現地調査後	日本語	電子データ	

評価報告書（案） ※簡易型の場合は 評価結果票	第二次現地調査後 （成果品提出の2.5～ 3か月前） ※簡易型は検討会后	日本語／ 西語／英 語	電子データ	要旨（要約版を作成 する場合は当該資 料）を含む
教訓シート（案）	評価報告書提出の1 ヵ月前	日本語	電子データ	

（3）提出物

以下を、契約履行期限末日までに、電子データ（CD-R 1部）にて提出する。

資料名		概要
収集資料	一次データ	➤ 定量調査で用いたデータ収集用の質問票・分析に用いたデータセット ➤ 定性調査で用いたインタビューの記録資料 ➤ 一次データの処理・分析用ファイル（STATA や R などのスクリプトファイル） 他
	IRR 再計算の 根拠資料	（該当案件のみ） 発注者指定の様式に従った内容
	写真	現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5枚/案件程度（解析度 300～350dpi）
教訓シート		第4条（13）参照
特殊言語版の報告書（案）		（西語） 1） エクアドル「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」 2） コスタリカ「サンホセ首都圏環境改善事業」 3） ペルー「山岳地域小中規模灌漑整備事業」
収集データ・レーティング等のデータセット		エクセルファイルのフォームは契約後に提供

第6条 現地再委託

- 本業務では、現地再委託を想定していない³⁴。

第7条 「相談窓口」の設置

- 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等

³⁴ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.36人月

(現地渡航回数) 延べ7回

エクアドル(円借款)「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」は簡易型での実施のため、現地渡航は1回を想定。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(3号))】

- 1) 対象国及び類似地域：エクアドル、コスタリカ、ペルー、インドネシア及びその他の途上国地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所、JICA コスタリカ事務所、JICA ペルー事務所、JICA インドネシア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システム（トコカン）に渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 各国における安全管理情報

【エクアドル】

1) 渡航前

(ア) 事前準備

- ・ 渡航日の1週間前までにトコカンに入力する。
- ・ 渡航者は渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「エクアドル国安全対策マニュアル」を熟読する。
- ・ エクアドル事務所等の緊急連絡先を渡航時に携帯する。

(イ) 宿舎の手配

- ・ 業務渡航の場合は、エクアドル事務所が安全状況を確認したホテルに滞在する。それ以外に宿泊する必要がある場合は、必ず事務所の事前承認を得る。
- ・ キト市内の旧市街及びマリスカル地区での宿泊は禁止とする。

(ウ) その他

- ・ エスメラルダス県南部、ナポ県のエル・レベントール火山周辺地域、コトパクス県のコトパクス火山周辺地域、トゥングラウア県のトゥングラウア火山周辺地域、モロナサンティアゴ県のサンガイ火山周辺地域、ガラパゴス県ウォルフ火山周辺地域への渡航の場合は、同県に派遣中の関係者であっても、原則1週間前までにエクアドル事務所に事前連絡する（その他の渡航者は、上記アに記載の指示に基づき事前連絡を行う）。
- ・ 国境を陸路で超える必要がある場合は、原則3週間前までにエクアドル事務所に連絡し、事前承認を得る。（ただし、コロンビアの陸路国境越えは渡航禁止区域を通過する必要があるため禁止。）
- ・ 陸路国境移動の際は、出入国管理事務所が設置されている国境を通り、入国スタンプの押印を受ける。

2) 滞在中

(ア) 行動規制

【キト市内】

- ・ 立ち入り制限地域・時間は、「エクアドル国安全対策マニュアル」参照

【登山】

- ・ チンボラソ、コトパクス等の雪山本格登山 ピッケルやアイゼンを必要とする登攀は禁止。

(イ) 通信手段

- ・ 携帯電話を常に通話可能な状態とする。（電波状態が悪い地域に渡航する際は、複数の通信手段を準備するか、不通地域の入出時に事務所に連絡をする。）

(ウ) 移動

【都市内での移動】

- ・日没後から日の出前（18:00～6:00）の徒歩移動は禁止。車両による移動も最小限に留める。

【都市間移動（県をまたぐ移動）】

- ・原則として日没後から日の出前（18:00 00～6:00 00）の陸路による都市間移動は行わない。業務上やむを得ず日没後～日の出前の都市間移動が発生する場合は、朝は早くても 5 00 以降に移動元の市内を出発し、夜は遅くとも 19 00 までに移動先の市内に移動できる日程にする。

【コスタリカ】

1) 行動規範

- ・コスタリカは、海や川での水難死亡事故が大変多いので、離岸流や川の増水に注意する。
- ・コスタリカは安全だという誤解・油断からくる犯罪被害が多発している（置き引き、スリ等）為、安全対策の 3 原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- ・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- ・銀行又は ATM を使用前、周囲に怪しい人物がいらないか確認する。
- ・デモ・集会・群衆が多く集まる場所へは近づかない。
- ・夜間の移動は控える。
- ・深夜 0 時～早朝 4 時の間は、出入国による空港への移動のみ可能とする（政府公認のタクシーまたは Uber を使用）
- ・露出を控える等、目立たないように心がける。
- ・銃犯罪に遭遇した場合には、身の安全を第一と考えて、決して抵抗せず対応する。

【通信手段】

- ・携帯電話を常に持参し通話可能な状態とする（十分な充電およびプリペイド料金のチャージ）。
- ・安全確認の連絡に備えて、支所の連絡先を渡航前に確認する。
- ・身近で大きな事件やマグニチュード 6 以上の地震が発生した場合、自ら支所の安全担当へ安全確認の連絡を入れる。

【移動手段】

- ・移動は、旅行会社のバス（借上げ車両を含む）、公共バス、政府公認のタクシー（赤色のボディ、黄色い三角の公認タクシーマーク入り）、Uber を使用

する。観光地等で見かける白タクは、使用しない。サンホセ市外へ移動する場合に使用する同市内のバスターミナルやバス停への移動は、付近の治安悪化から徒歩移動は禁止とし、政府公認のタクシーもしくは、Uber を使用する。

- ・長期専門家、本邦からの派遣職員等、JICA の規則上許可されている者は自家用車、レンタカーの利用も可とする。
- ・国内で車両を備えし長距離を移動する場合には、運転手の疲労を考慮し、待ち時間も含めた一日の実働時間が 8 時間以内となるようスケジュールを組むとともに、1 時間に 1 回、または 100 km で 15 分間のペースで安全な場所で休憩を取るなど、運転手への配慮を行う。

【ペルー】

1) 行動規範

(ア) 事前準備

- ・渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「ペルー国安全対策マニュアル」を熟読し、渡航者はペルー滞在中これを携行すること（事務所員等の緊急連絡先が記載されているので、取り扱いには留意すること）。
- ・ペルーの情勢は流動的で、抗議活動が突然活発化する可能性があるため、危険情報を入手した場合は、渡航直前または滞在中であっても、承認の取り消し、渡航の延期・変更を求めることがある。

(イ) 宿泊先の手配

- ・カヤオ憲法特別市については、下記のホテルのうちいずれかのみ宿泊を認める。

① Costa del Sol Wyndham Lima Airport

（コスタ・デル・ソル・ウィンダム・リマ・エアポート（空港敷地内））

② Holiday Inn Lima Airport

（ホリデイ・イン・リマ・エアポート（空港から道路一本隔てた向かい。移動は必ずホテルのシャトルを利用し、徒歩移動は禁止とする。））

- ・リマ市内は危険エリア（Los Olivos, Comas, San Martin de Porres, San Juan de Lurigancho, Independencia, La Victoria, San Juan de Miraflores, Villa El Salvador, Villa Maria del Triunfo。地図上の黄色枠内）以外、及び旧市街（セントロ:Centro Histórico。赤色枠内）以外に宿泊すること。

(ウ) 滞在中

- ・ペルー国内で使用可能な携帯電話に WhatsApp をインストールして常時携帯し、ペルー事務所の短期滞在者グループに加入し、緊急連絡および安否確認に対応できるようにする。
- ・ペルー入出国時の連絡は不要とするが、フライトの遅延やキャンセルなどでスケジュールに大きく変更があった場合は安全担当（+51 991 591 462462）に Whatsapp にて連絡すること。

【インドネシア】

1) 行動規範

- ・「JICA 安全対策マニュアル（JICA インドネシア事務所作成）」を遵守する。
- ・安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- ・イスラム教の習慣に配慮し、露出の多い服装、飲酒、宗教的な発言は慎む。
- ・渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- ・事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに安全対策マニュアルに記載の緊急連絡先に連絡する。
- ・パスポートもしくはパスポートの写し（紙または電子データ）を常に携帯する。
- ・夜間における不要・不急の徒歩移動は避ける。
- ・Gojek や Grab 等の配車アプリを含めバイクタクシーの利用及びバイクの二人乗りは全面禁止。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（空港、公的機関、軍・警察等の治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教施設、欧米関連施設、飲食店、ショッピングセンター、観光地、市場等）では、滞在時間を最小限とする。
- ・デモ行進や政治集会等には近づかない。
- ・事務所から宿泊先、渡航日程等変更の指示がある場合には、これに従う。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各

団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書はA4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

■本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2